平成３０年（フ）第１０９号
神奈川県秦野市今泉1109番地　ルミエールＫＩ　102号
債務者　飯曽根利明
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１４３号
松江市堂形町611番地１　ＮｅｗＡｔａｇｏｓｉｔａＤ―102
債務者　小谷　和秀
1　決定年月日時　平成30年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
松江地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第６号
松江市鹿島町古浦602番地50
債務者　平家　　傑
1　決定年月日時　平成30年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
松江地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第９１号
千葉県柏市篠籠田1482番地１　プレミアムフォレスト柏510号
債務者　石口　珠美
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１１５号
千葉県野田市吉春1093番地　メゾンエスポワール104
債務者　大山　　悟
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１２５号
千葉県我孫子市青山52番地（101号）コーポ青山
債務者　谷川　　隆
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１４８号
千葉県我孫子市湖北台８丁目18番８―202号サンハイム湖北台
債務者　中村あけみ
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第５号
大分県中津市中央町２丁目９番11号
債務者　福田由美子
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月31日午前11時45分
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１６２５号
東京都調布市深大寺東町５丁目18―37―106
債務者　日平　喬士
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１６４９号
東京都練馬区春日町４丁目12―３―304
債務者　山本　恵子
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２９７号
横浜市旭区左近山448番地４　左近山団地８街区11棟502号
債務者　安部　茂男
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４２６号
横浜市磯子区杉田４丁目７番６号　Ａ棟212号
債務者　村上　俊栄
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４６６号
横浜市鶴見区岸谷４丁目７番14―304号
債務者　村本　優希
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月30日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４７２号
横浜市磯子区田中１丁目11番69号　ＩＨＩ親和寮
債務者　辰田　　祐
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４８５号
横浜市鶴見区平安町１丁目75番地１　スカイコート鶴見301号
債務者　大杉　　正
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４８７号
神奈川県藤沢市本鵠沼２丁目８番14―204号
債務者　新垣　尚也
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部